

# 学校危機に対する対応のしかた

## －危機管理マニュアル－

- 1 学校防災計画
- 2 緊急連絡体制
- 3 児童虐待
- 4 地震
- 5 火災
- 6 授業中の事故
- 7 不審者対応
- 8 プールの事故
- 9 伝染病
- 10 光化学スモッグ・PM2.5
- 11 AEDの使い方(心肺蘇生法)
- 12 問題行動・いじめ対応
- 13 体罰
- 14 セクシャルハラスメント
- 15 個人情報
- 16 マスコミ対応

- ※ 地震発生時の具体的対応(震度5弱以上)
- ※ 災害時における対応・荒天時における登校の判断について
- ※ いじめ防止基本方針・いじめ防止対策会議設置要綱
- ※ 不祥事防止マニュアル



流山市立南流山中学校

(平成31年4月1日改訂)

## 危機管理マニュアル＜1. 防災計画＞

### (1) 基本方針

- ①生徒や教職員の命を守ること
- ②危機を察知し発生を未然に防ぐこと。安全教育を充実させること。
- ③万一発生したときは、適切かつ、対応し、被害を最小限におさえること。
- ④再発防止と教育再開に向けた対策を講じること。

### (2) 危機発生時救急・緊急連絡体制

**救命措置** … 直近者が救命措置をまず第一に行う。応援を求める。

**組織編成** … 校長・教頭・養護教諭に連絡。状況目視。

**応急措置** … 救命措置・応急措置

**連絡対応** … ①救急車 7158-0119  
 ＜学年・性別・氏名・怪我等の状況報告・進入場所・誘導＞  
 ②保護者へ連絡  
 ＜事故の状況・怪我等の状況・輸送先病院＞

**病院へ搬送** … 養護教諭・担任等は生徒に付き添う  
 学校へ報告（傷病名と治療の状況等）  
 保護者に概要の説明

### (3) 留意事項

生命の維持を最優先し、全教職員が適切な応急手当、救急体制がとれるように周知しておく。

- ①保護者等への連絡は、動揺させることのないよう、以下を確実に伝える。  
 ・事故の状況 ・怪我の程度 ・搬送先の病院名 ・保険証を持参する
- ②加害者がいる場合は、その保護者にも状況説明の連絡をする。  
 （被害者の保護者に連絡した後すぐに連絡する。）
- ③生命にかかわるような重大事故の場合には校長（教頭）が病院に赴く。
- ④搬送は原則として救急車を要請する。  
 緊急やむを得ず自家用車を使用する場合は、校長（教頭）の許可を得る。  
 （その際は、交通規則を守り、安全に最も留意し搬送する。）
- ⑤報道関係者、部外者への対応は教頭が行う。

### (4) 具体的計画

#### ① 目的

校内防災計画を確立して、学校生活の安全を期すると共に、生徒・職員の防災に対する知識と意識の高揚を図り、非常事態に対する心構えを養い、これに対処できる規律ある団体行動を実施訓練して、非常事態発生時の安全の確保を目的とする。

#### ② 避難経路について

避難経路は各教室に掲げ、避難訓練時に周知徹底を図る。

#### ③ 災害発生時職員役割分担

本部	校長	総指揮
総務	教頭・教務	安全確認、指示、報告、関係機関への連絡等
避難誘導	担任(教科担任)	生徒の避難誘導、安全確保
救護	養護教諭他	応急処置
搬出	職員室在室者	非常持ち出し書類の搬出
救助	副担任	不明者の探索、確認
消火	副担任	火災の場合の消火

## 危機管理マニュアル<2. 緊急事態発生時における連絡体制>

### (1) 的確な状況の把握と措置の判断

#### ○事故現場での措置

- ・何か起きているのか状況をつかむ。
- ・どこに、どのように連絡・通報するか判断する。
- ・避難誘導等が必要かどうか判断する。
- ・怪我等がある場合は、生命にかかわるものか、急がずにじっくり対処してよいものか判断する。
- ・状況によっては、事故等の原因を聞き取る。
- ・現場でのリーダーは一人であり（指揮系統を明確に）

### (2) 連絡・通報

#### ○校内の連絡・通報

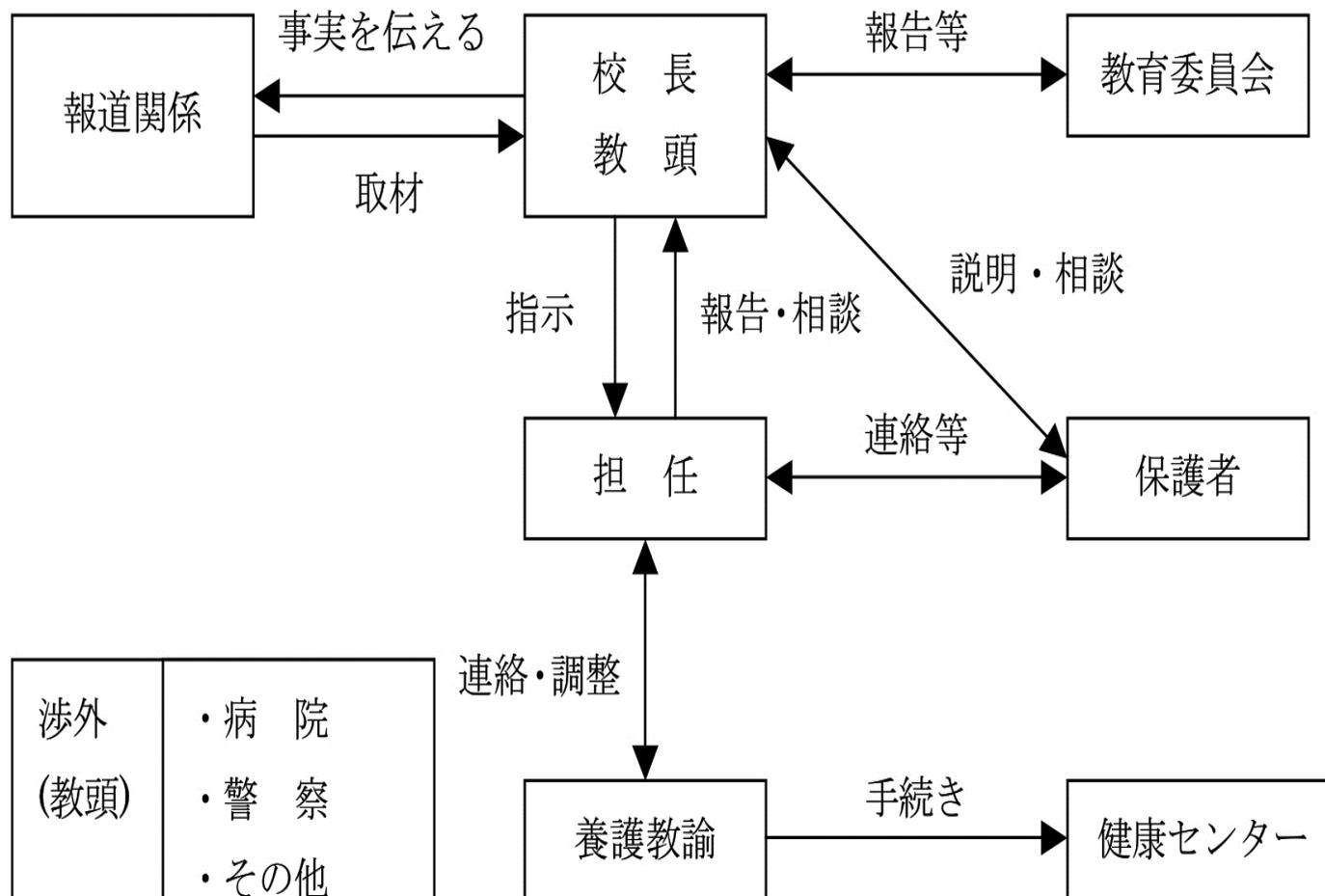
事故発見者は、措置の判断・必要に応じて応急処置等を行うとともに、校内の関係者（校長、教頭、養護教諭、担任等）への通報を行い、協力を得る。

### (3) 報道機関への対応に関する留意事項

報道機関から取材を申し込まれた場合には、次の点に留意し対応する。

- ア 窓口を教頭一本化する。（教頭が窓口である旨を伝え、一切語らない）
- イ 教職員の共通理解を図る。（緊急連絡ボードで確認）
- ウ 誠意を持って誠実に対応する。
- カ 素早く事実を正確に伝える。
- キ 教育委員会の指示を得る。

#### <連絡体制>



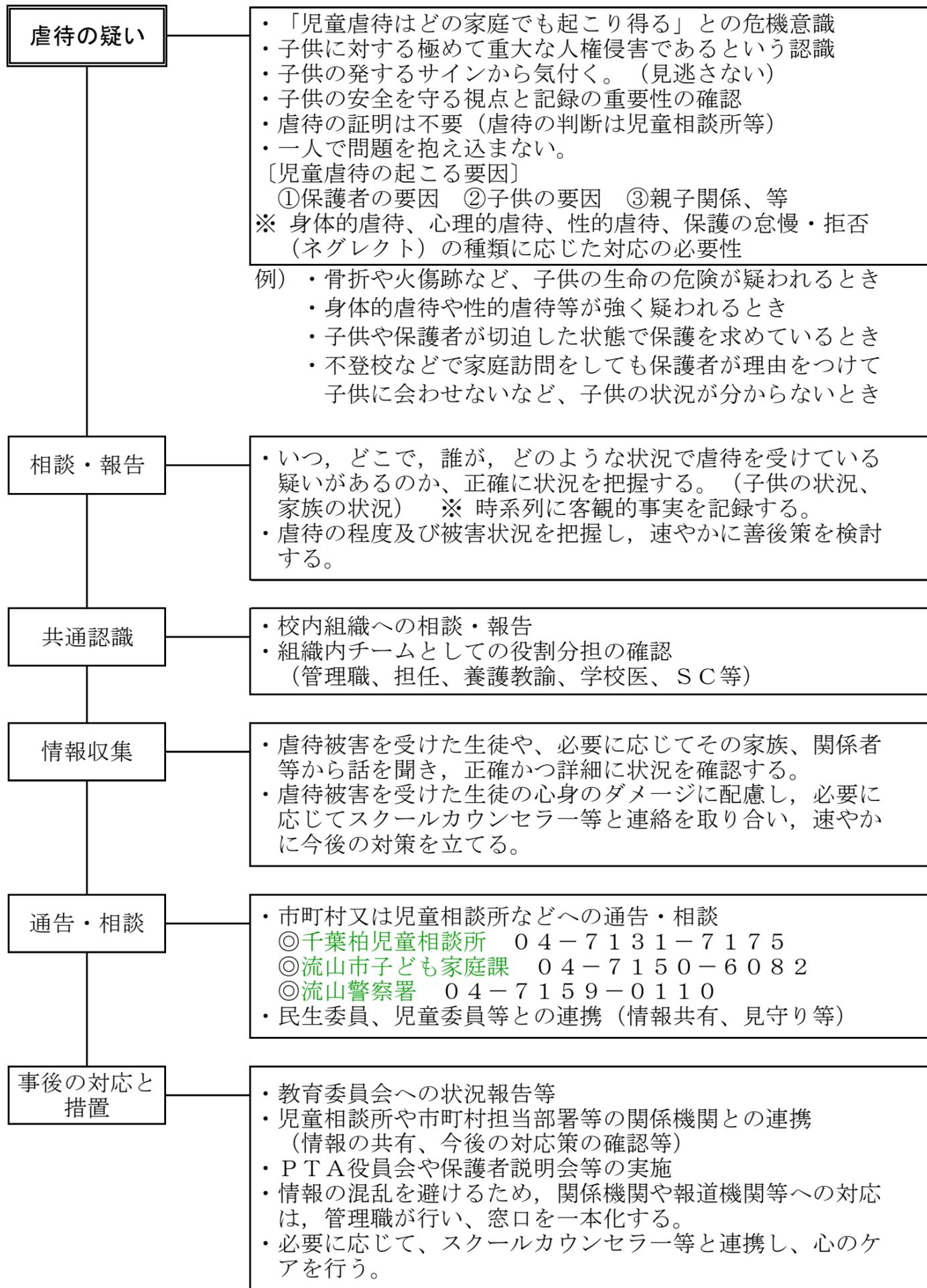
## 危機管理マニュアル<3. 児童虐待>

### (1) 平常時におけるポイント

- ア 校内体制の確立（役割分担の明確化）      イ 教職員の研修の充実（虐待の理解）  
 ウ 関係機関との連携（児童相談所等）      エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

### (2) 緊急時におけるポイント

※ 緊急性が高い場合は、直ちに市町村又は児童相談所へ通告し、子供の安全確保を最優先する。



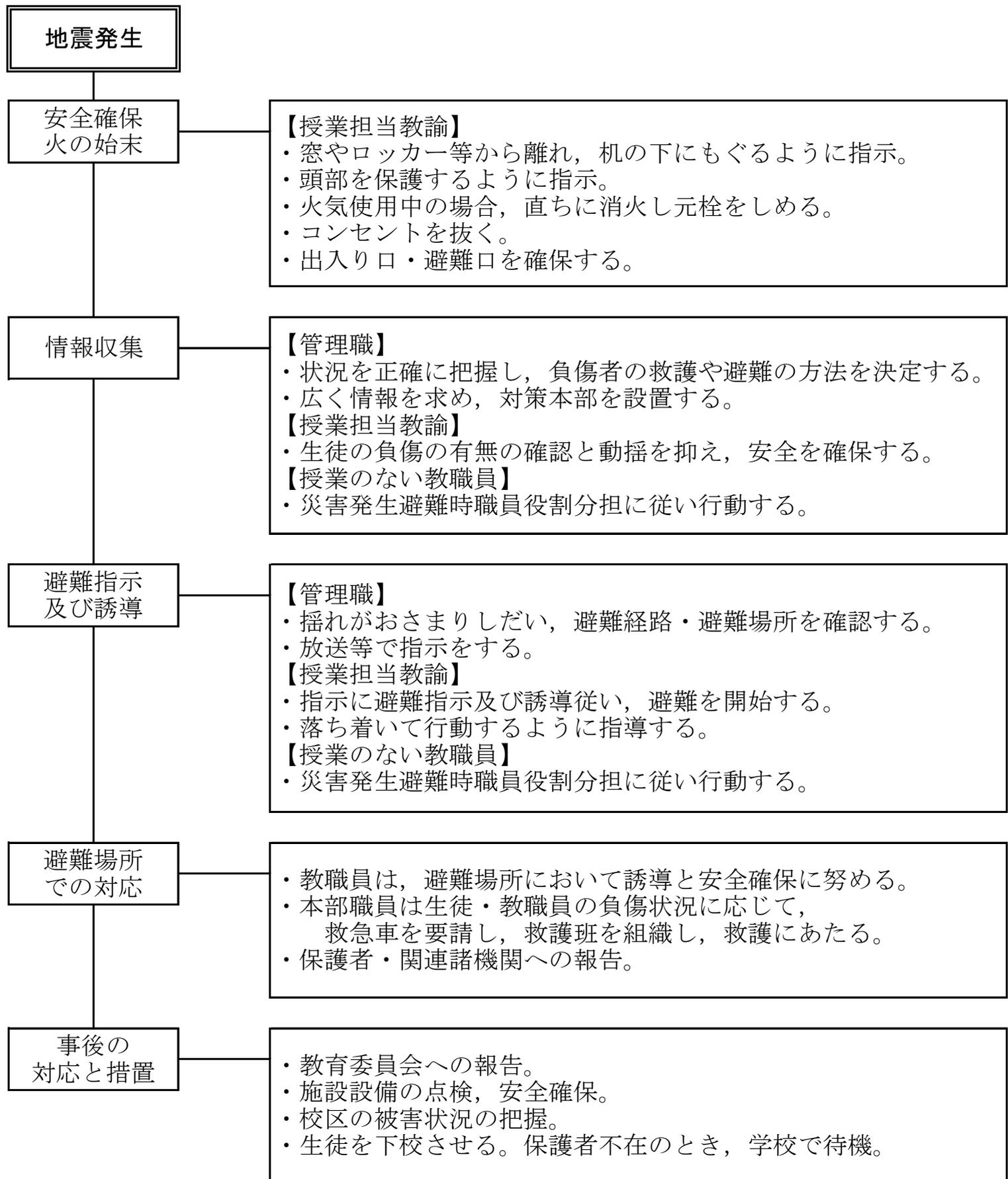
※ 児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に児童を監護するもの）が、その監護する児童（18歳に満たない者）について行う次の行為を指す。（身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否）

## 危機管理マニュアル<4. 地震>

### (1) 平常時におけるポイント

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ア 防災体制の確立     | イ 管理・運営体制の確立 |
| ウ 実践的な避難訓練の実施 | エ 教職員の訓練の実施  |

### (2) 緊急時におけるポイント

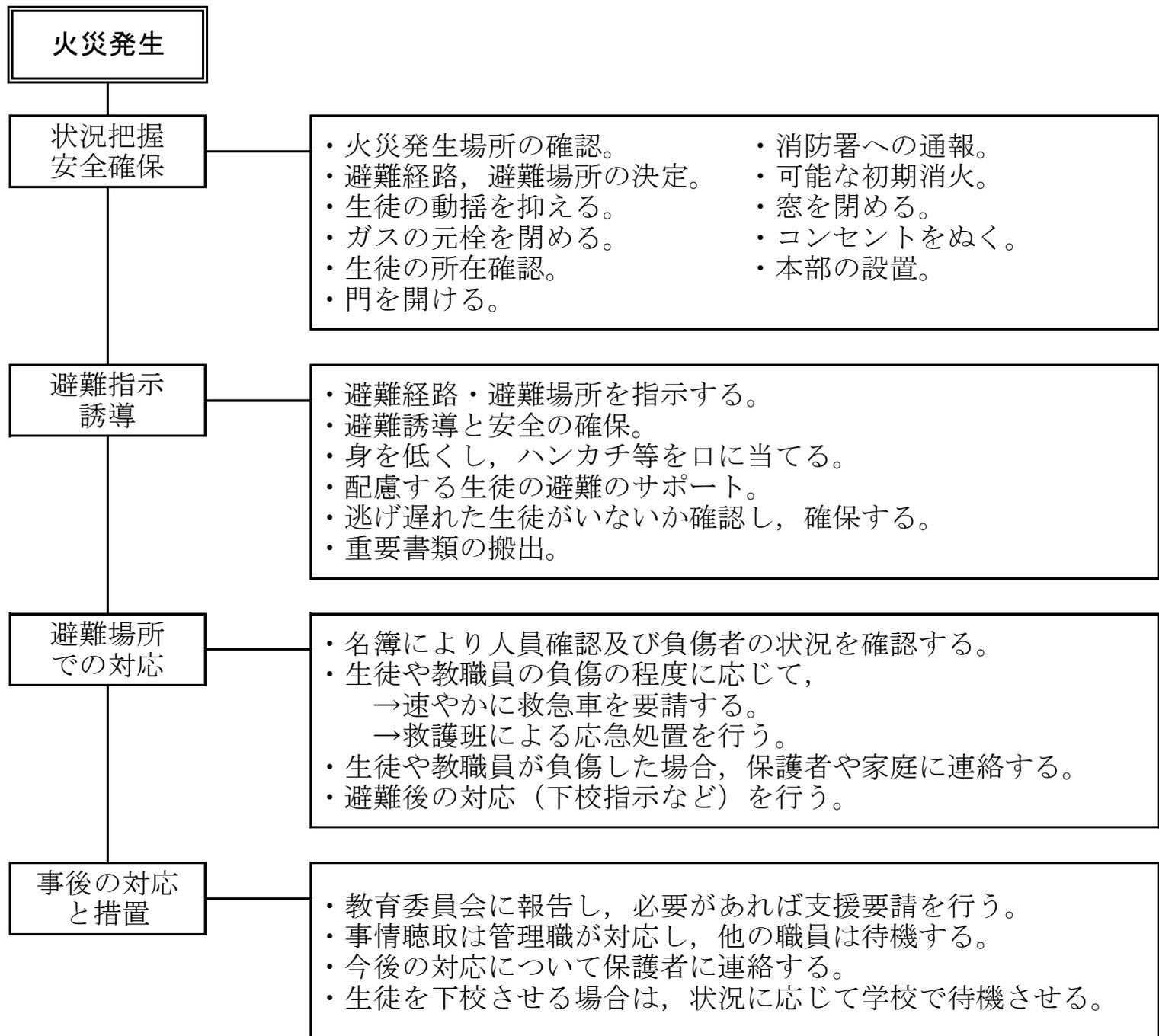


## 危機管理マニュアル<5. 火災>

### (1) 平常時におけるポイント

- ア 防火体制の確立
- イ 実践的な避難訓練の実施
- ウ 判断の方法

### (2) 緊急時におけるポイント

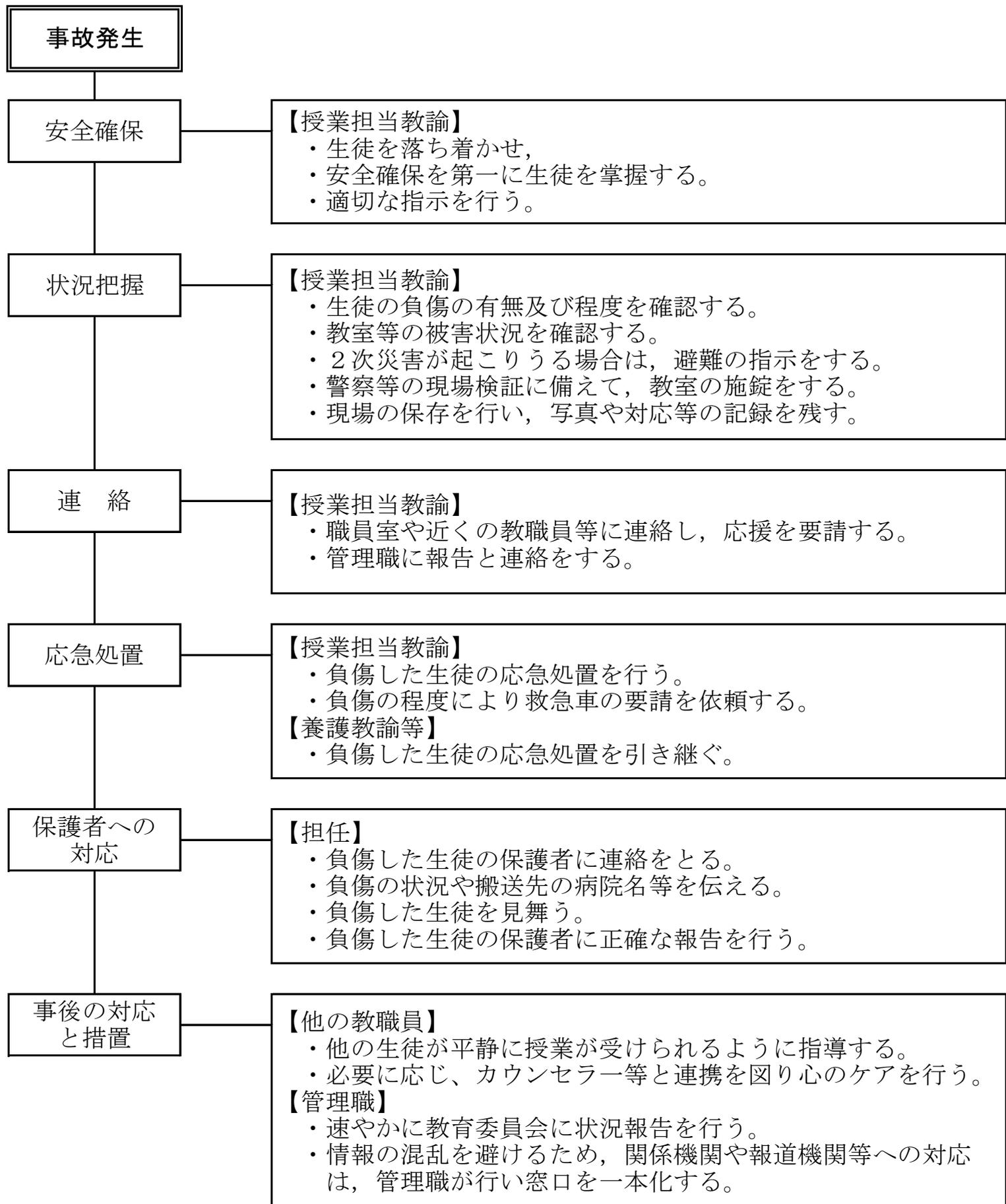


## 危機管理マニュアル<6. 授業中の事故>

### (1) 平常時におけるポイント

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ア 指導計画の作成        | イ 授業前の安全確認 |
| ウ 生徒に対する授業中の安全指導 | エ 授業後の安全確認 |

### (2) 緊急時におけるポイント

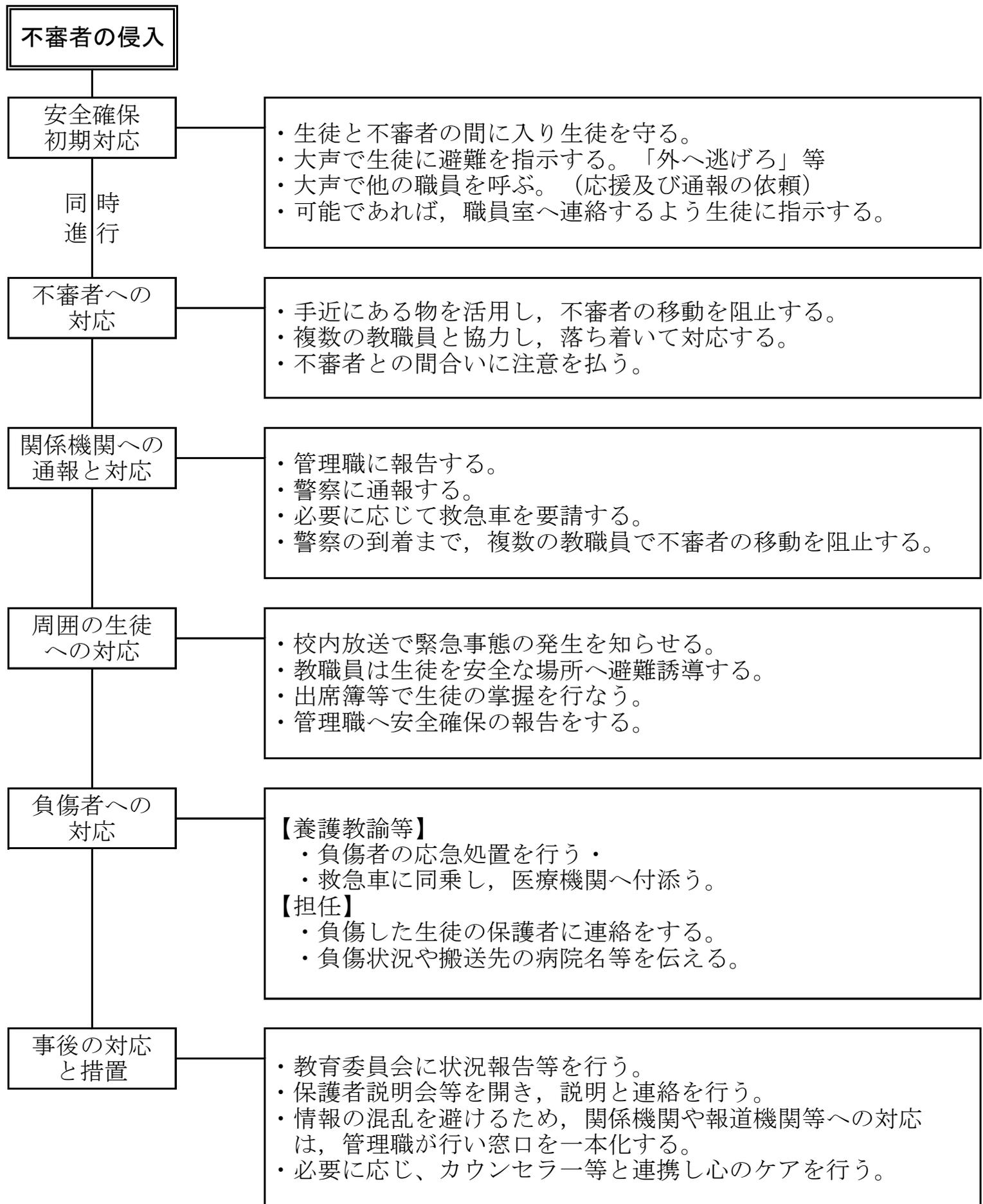


## 危機管理マニュアル<7. 不審者対応>

### (1) 平常時におけるポイント

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ア 防災体制の確立      | イ 不審者の侵入防止体制の整備 |
| ウ 警察等の関係機関との連携 | エ 家庭や地域社会との連携強化 |

### (2) 緊急時におけるポイント

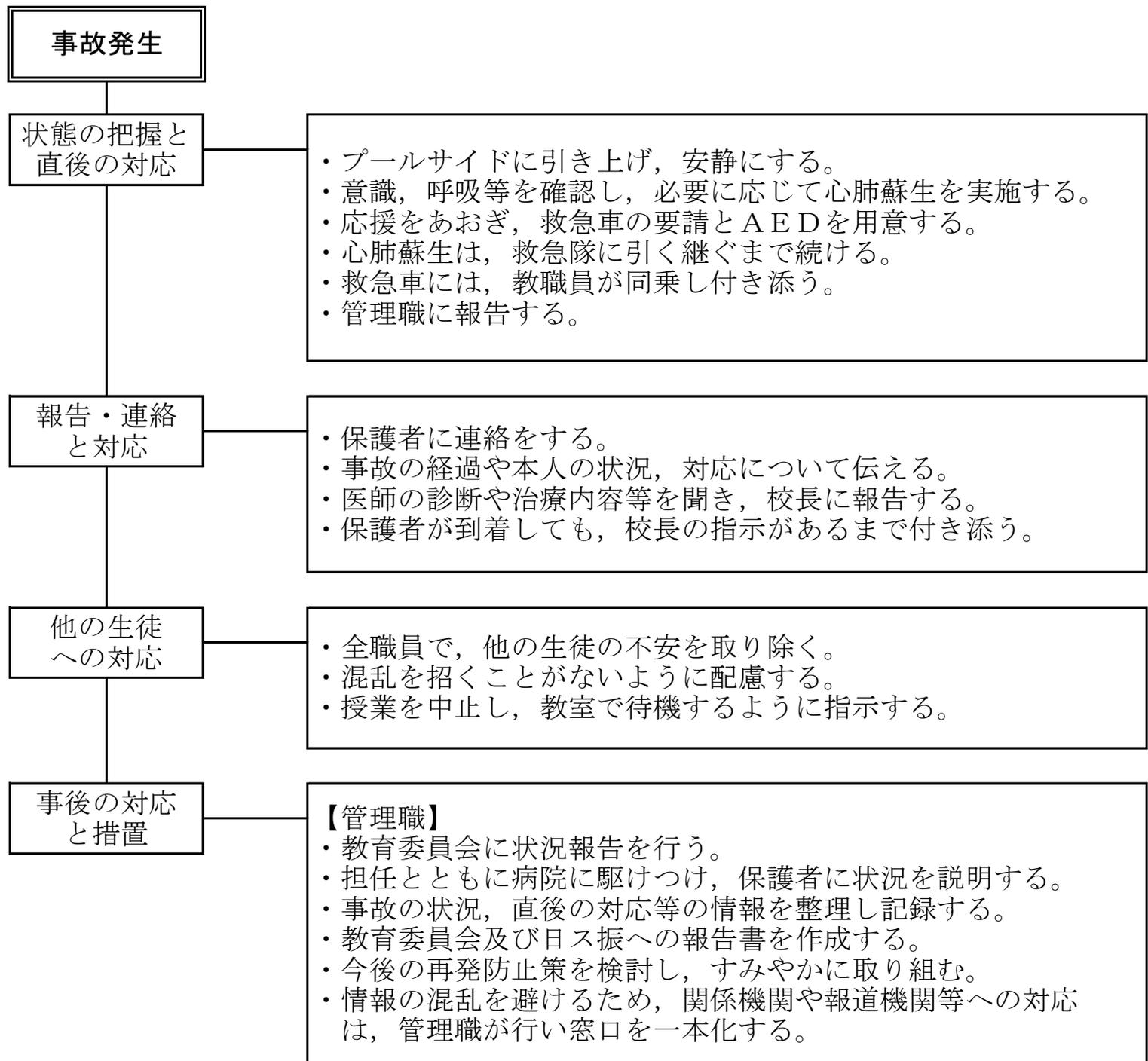


## 危機管理マニュアル<8. プールの事故>

### (1) 平常時におけるポイント

- ア 水泳指導における安全管理
- イ 当日の事故防止の徹底
- ウ 緊急時における学校体制の確立

### (2) 緊急時におけるポイント



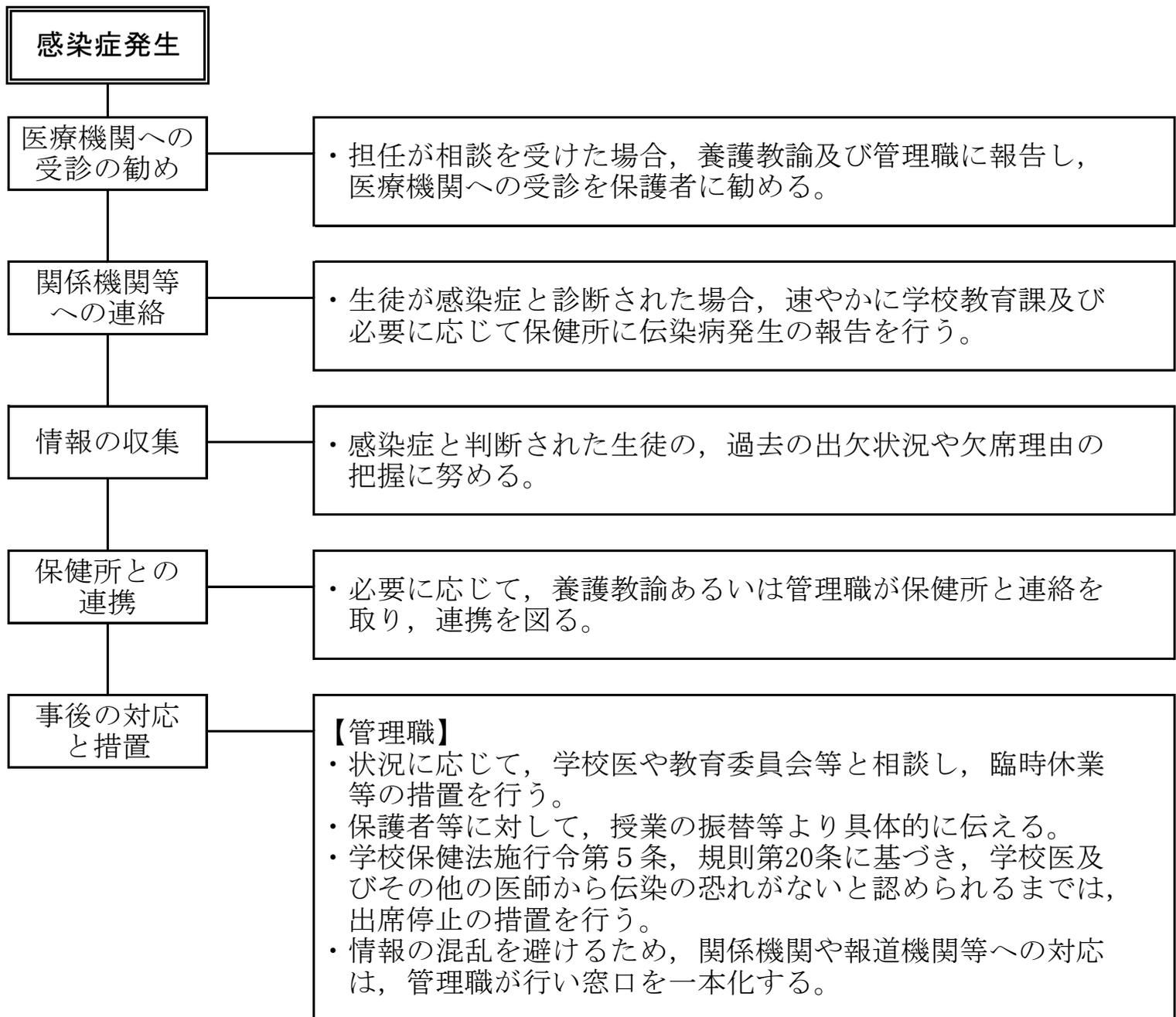
## 危機管理マニュアル<9. 感染症>

### (1) 平常時におけるポイント

ア 生徒の健康管理  
ウ 保健指導の充実

イ 教職員の健康管理  
エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

### (2) 緊急時におけるポイント

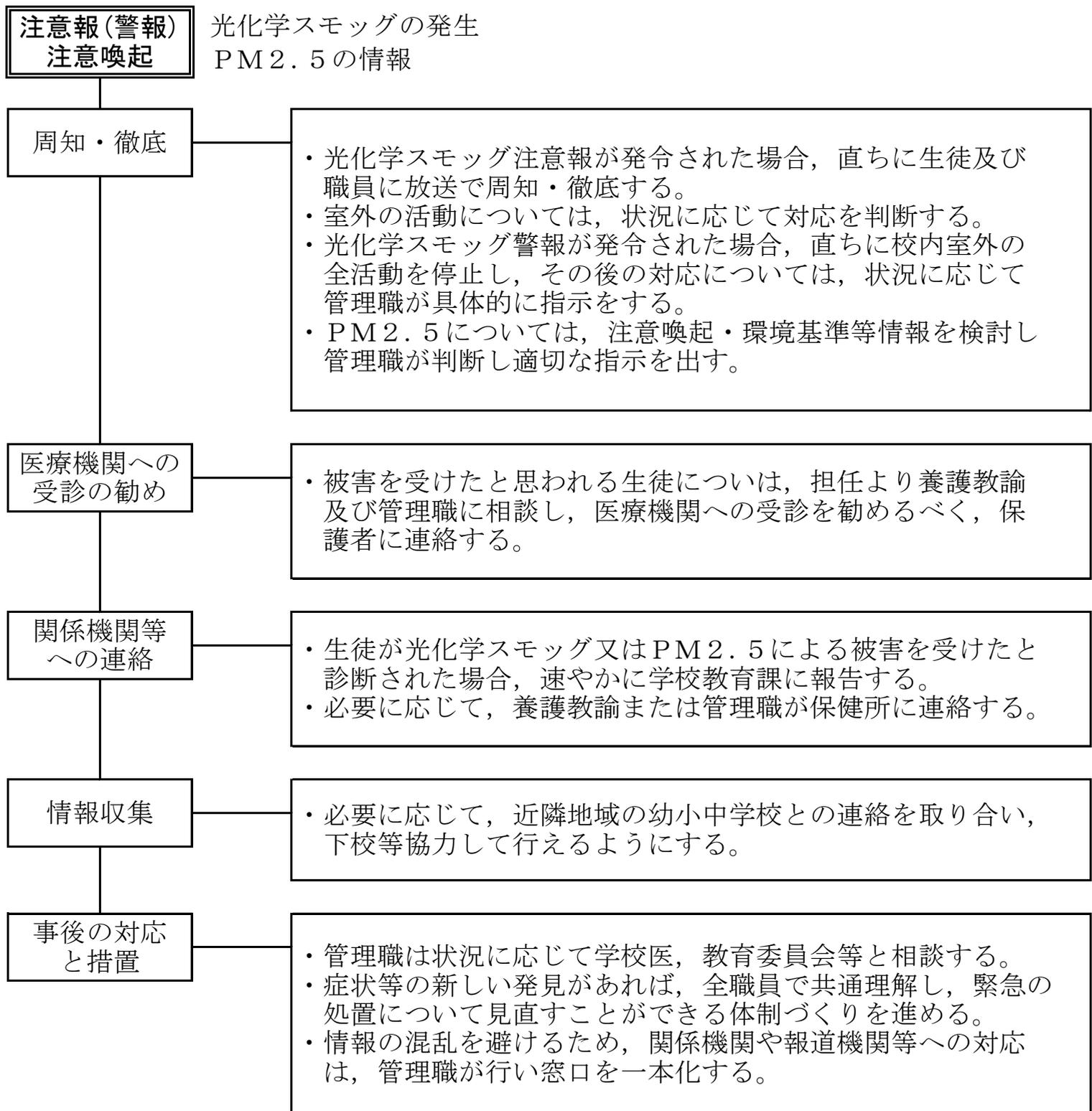


## 危機管理マニュアル<10. 光化学スモッグ、PM2.5>

### (1) 平常時におけるポイント

- ア 生徒の健康管理
- イ 教職員の健康管理
- ウ 保健指導の充実
- エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

### (2) 緊急時におけるポイント

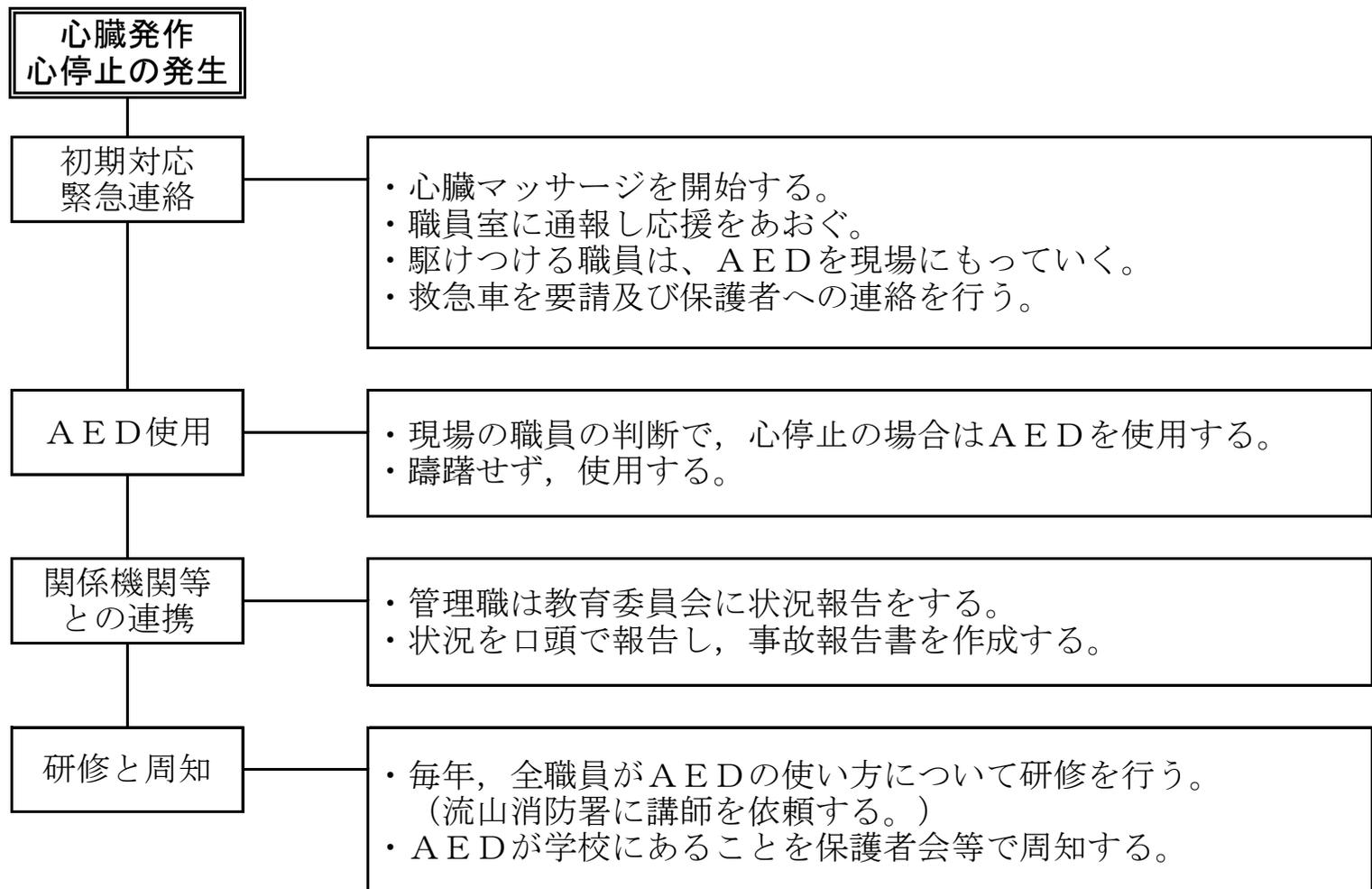


## 危機管理マニュアル<11. AEDの使い方>

### (1) 平常時におけるポイント

- ア AED設置についての広報                      イ 全職員のAED使用への理解と実践  
ウ 心臓発作に対する基礎知識をもつ            エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

### (2) 緊急時におけるポイント



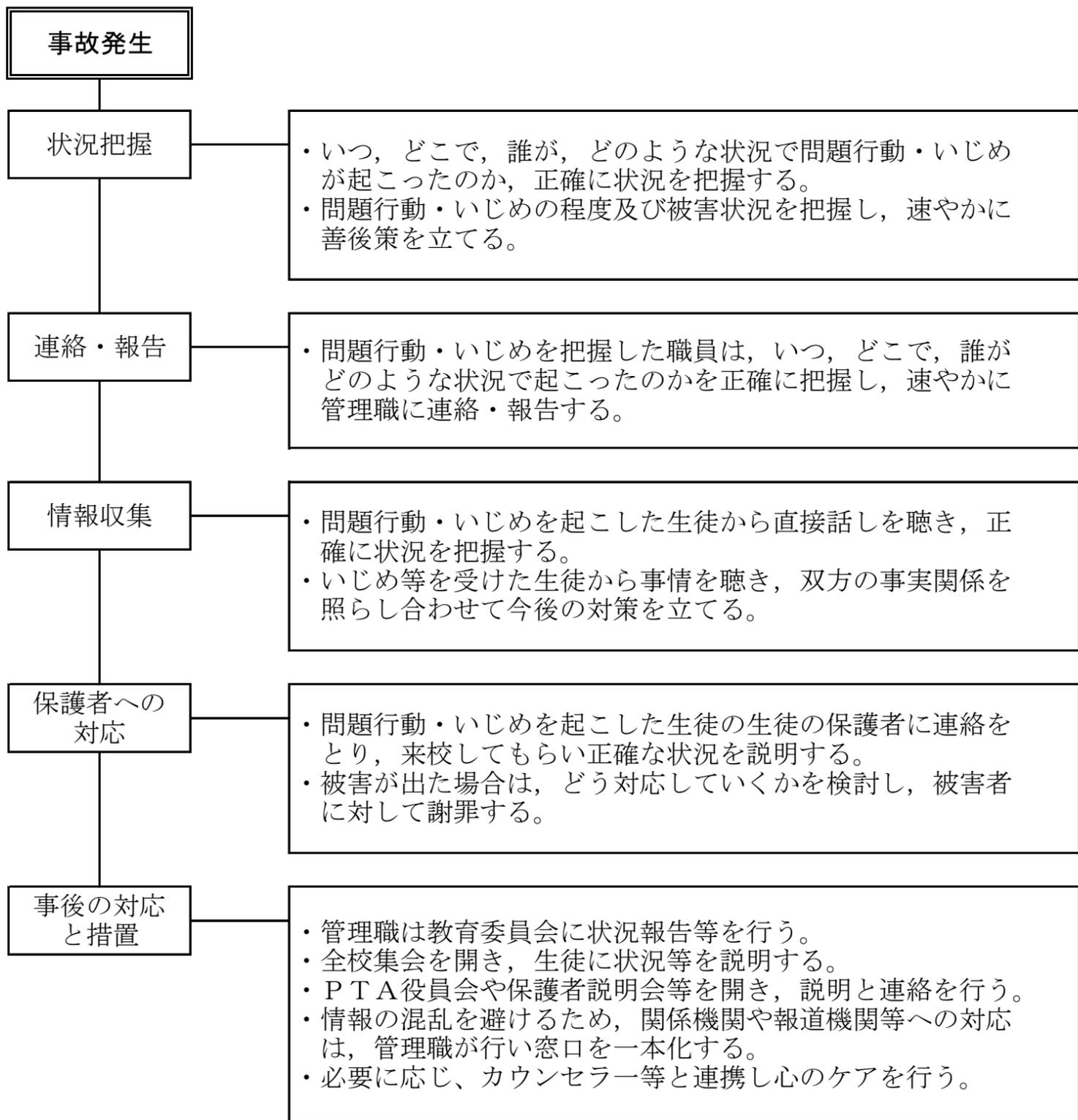
## 危機管理マニュアル<12. 問題行動・いじめ対応>

### (1) 平常時におけるポイント

- ア 校内体制の確立
- イ 教職員の研修の充実
- ウ 生徒指導の充実
- エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

### (2) 緊急時におけるポイント

**【いじめの定義】**  
 いじめとは、当該児童等が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの  
 ※起こった場所は、学校の内外を問わない。



#### ○いじめの重大事態のケース

- ①児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（一定期間とは、年間30日を目安とする。）

※ 学校…学校いじめ防止基本方針の策定（未然防止、早期発見、早期対応・解決）

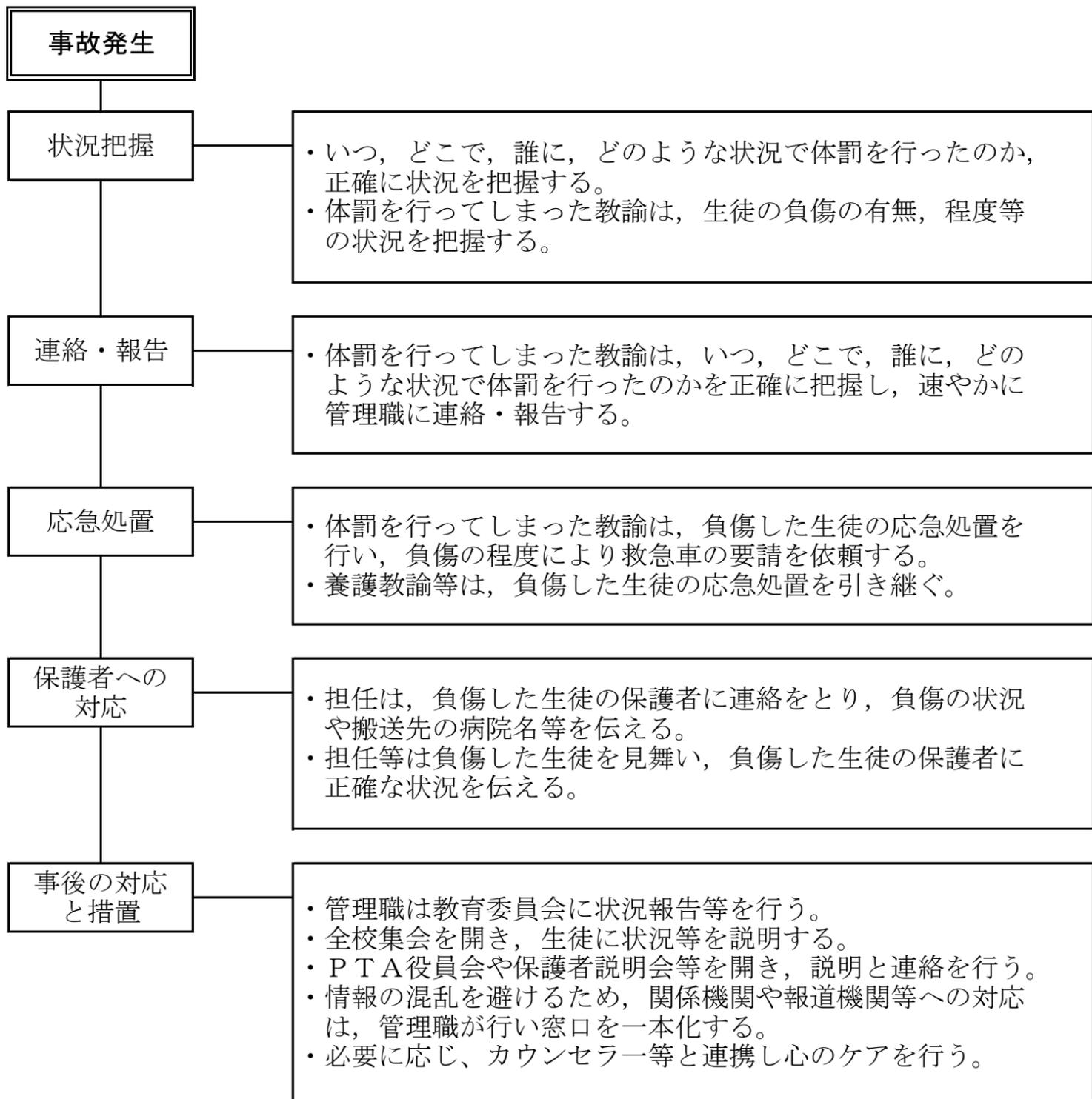
- ・「いじめ防止対策委員会」の組織
- ・県推奨の「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の活用

## 危機管理マニュアル<13. 体罰>

### (1) 平常時におけるポイント

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| ア 校内体制の確立      | イ 教職員の研修の充実        |
| ウ 学習指導・生徒指導の充実 | エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備 |

### (2) 緊急時におけるポイント



#### 【懲戒処分の方針における規定】

#### 3 児童生徒に対する非違行為関係

##### (1) 体罰等

- ア 体罰により幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた職員は、免職とする。
- イ 体罰により児童生徒に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合は、免職又は停職とする。
- ウ 侮蔑的な言動により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合は、体罰の量定に準じて扱う。

- ・「**体罰に教育効果なし**」の認識
- ・刑事責任、民事責任、行政責任の3つを問われることになる。

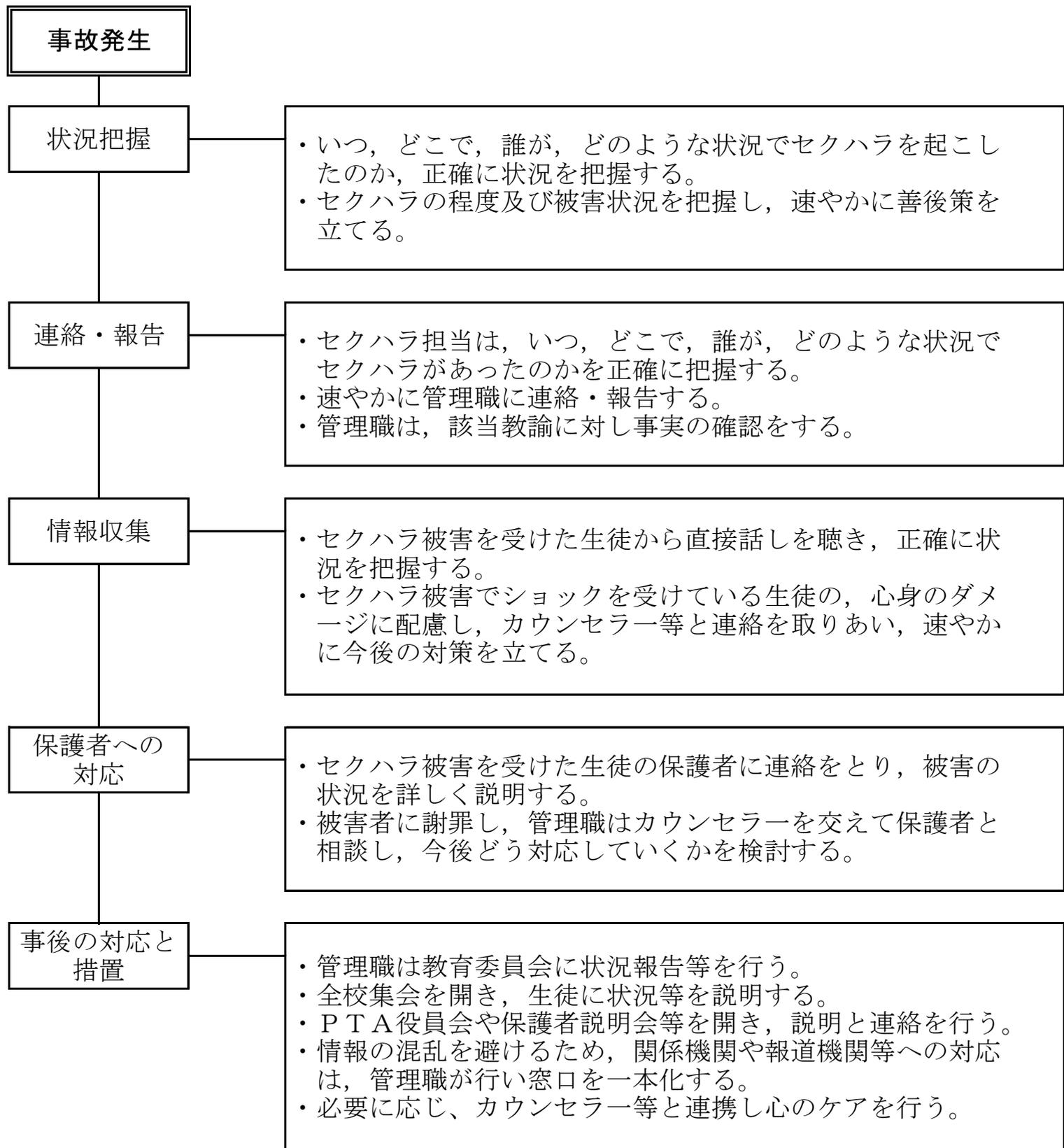
## 危機管理マニュアル<14. セクシャルハラスメント>

### (1) 平常時におけるポイント

ア 校内体制の確立  
ウ 生徒指導の充実

イ 教職員の研修の充実  
エ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

### (2) 緊急時におけるポイント

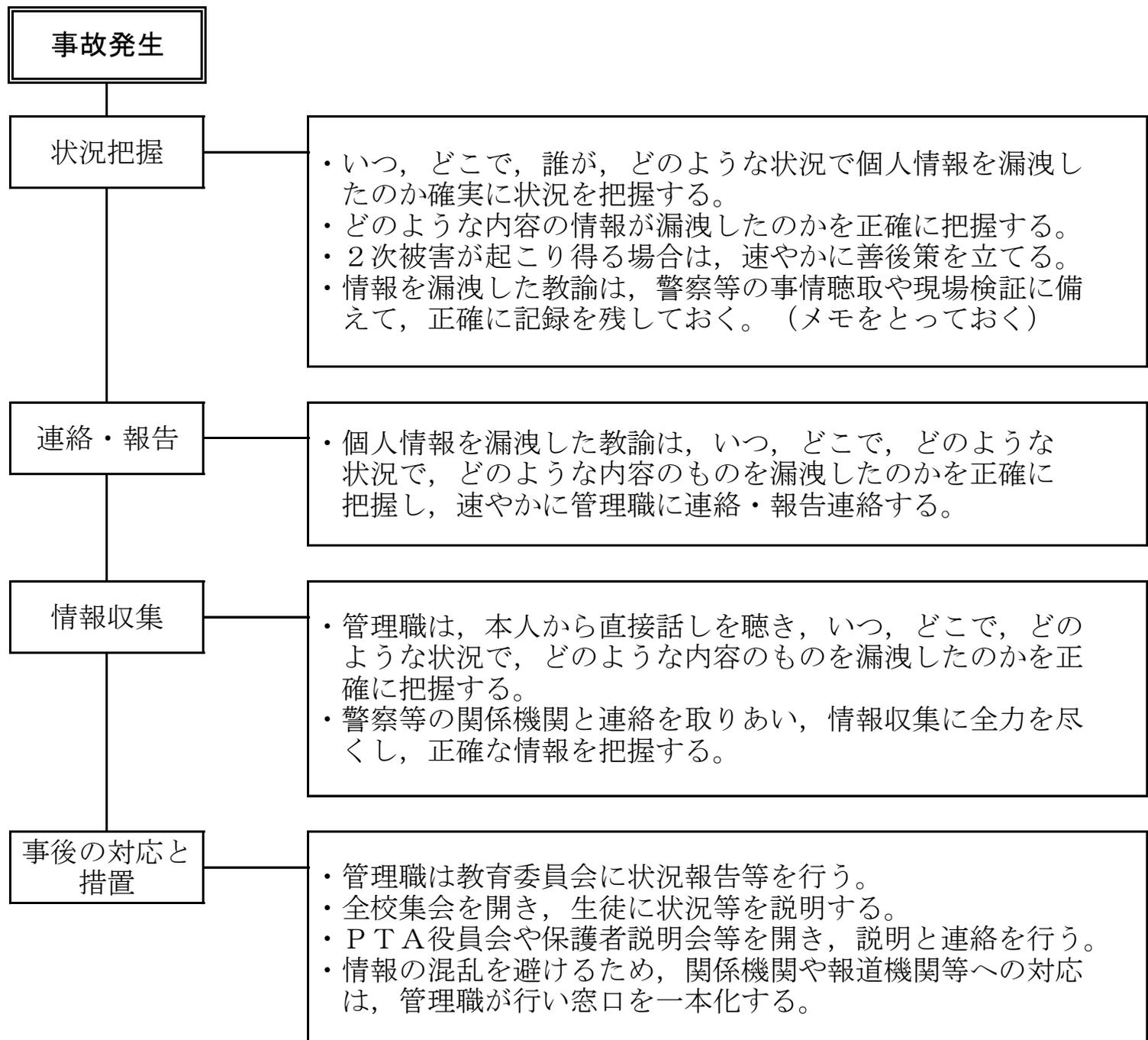


## 危機管理マニュアル<15. 個人情報の管理>

### (1) 平常時におけるポイント

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ア 記憶媒体の持ち出し禁止    | イ 保管場所の施錠確認 |
| ウ ウイルス感染の対応体制の確立 | エ データ廃棄時の徹底 |

### (2) 緊急時におけるポイント



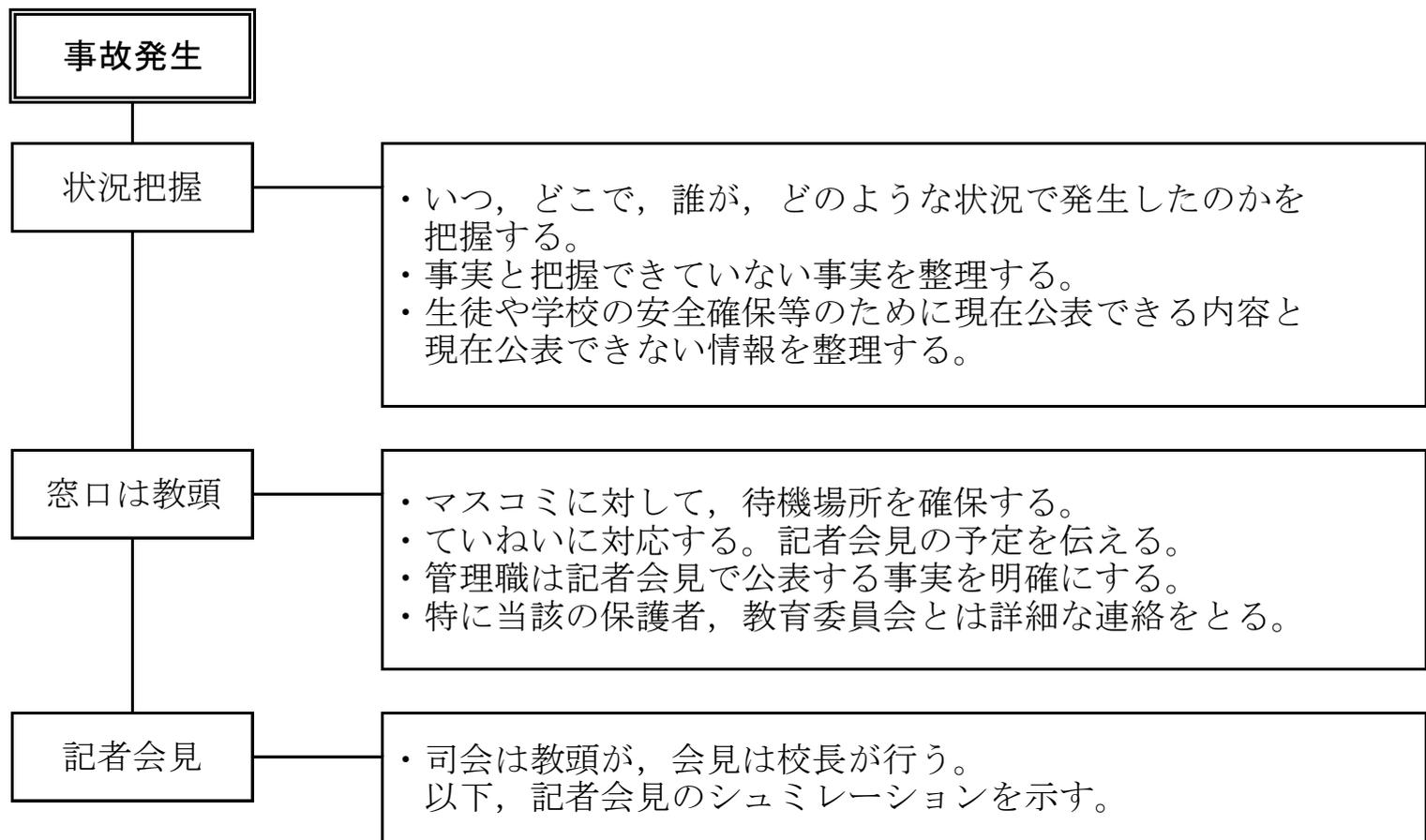
## 危機管理マニュアル<16. マスコミ対応>

### (1) 平常時におけるポイント

ア マスコミ対応の窓口の一本化

イ 生徒等の記録の完備

### (2) 緊急時におけるポイント



- ①「先程発生しました当校の生徒による〇〇事件につきまして、事案の概要を説明いたします。」
  - (ア) 資料に基づいて、ゆっくりの上にもゆっくりと話す。
  - (イ) 質問に対して「想定問答」を見逃さない。
  - (ウ) 質問がよく聞き取れなかった時などは、「こういう意味に受け取ってよろしいですか。」等、質問の内容をしっかりと確認する。
- ②これ以外に関係者はいないんですか。
  - (ア) 断片的にではなく、「現時点ではありません」と答える。
  - (イ) 挑発的な質問に対し語気を荒げたりしない、あくまでも淡々と穏やかに説明する。
- ③特に「これについての学校の責任はありますか？」等の質問に対して、断片的に答えるのではなく、「現在、事案の詳細については調べております」と答えていくようにする。
- ④マスコミ対応では、冷静さを欠くようなシチュエーションが生まれやすいので、特に注意し、現在事実として明確でしかも生徒・学校等の安全確保に必要なことを話すようにする。
- ⑤けっして、ごまかしたりウソをつかない。誠実に対応する。